

# 福生市教育委員会会議録

令和2年第11回定例会

- 1 開催年月日 令和2年11月20日（金）
- 2 開始時刻 午後3時00分
- 3 終了時刻 午後3時51分
- 4 場 所 第二棟4階 委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子  
委 員 坂 本 和 良
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦  
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司  
教 育 総 務 課 長 吉 野 真 寿 美  
教 育 支 援 課 長 荻 島 正 義  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 大 楠 功 晃  
教育施策担当主幹 重 末 祐 介  
特 命 担 当 主 幹 酒 見 裕 子  
指 導 主 事 古 川 祐 平  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 0人

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 59 号 福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 4 議案第 60 号 福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 61 号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 62 号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 63 号 令和 2 年度福生市一般会計補正予算（第 9 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 64 号 「福生青年団関係資料」の市登録有形文化財の登録に伴う諮問について
- 日程第 9 協議事項 2 福生市立図書館基本計画の改定（案）について
- 日程第 10 協議事項 3 第四次福生市子ども読書活動推進計画（案）について
- 日程第 11 報告第 29 号 民法改正に伴う成人式の対応および令和 3 年度福生市成人式について
- 日程第 12 報告第 30 号 令和 3 年度福生市立学校教育管理職の配置構想案について
- 日程第 13 その他報告事項

教 育 長     それでは、ただいまから令和2年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

まず、日程についてお諮りいたします。日程12、報告第30号、令和3年度福生市立学校教育管理職の配置構想案については人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第13、その他報告事項の後に報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長     異議なしと認めます。

よって、報告第30号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長をお願いします。

教 育 部 長     それでは、私より学校教育を除く所管事務について報告をさせていただきます。

資料は、3ページを御覧ください。初めに、市の欄でございます。今回も新型インフルエンザ等対策本部会議を数回行っております。書面開催については、影響が少ないものでございます。また、11月11日には対策本部会議を参集して行っております。国の方針で、施設でのイベント規制が参加者、または観客が大きな声を出さなければ定員の100%入場、その状況が保たれない場合には50%入場の規制という11月までの方針がありましたが、ここで国から改めて2月末まで延長という発表に伴いまして、市につきましてもイベント開催等の方針を2月まで延長することを決めたものでございます。また、感染状況等については、別途御報告をさせていただきます。

続きまして、教育総務課でございます。10月29日、市町村教育委員会連合会代表研修会については加藤委員が御出席をいただきました。ありがとうございます。また、11月6日の同じ会議の他のブロックが開催した研修

会にも加藤委員に御出席いただいております。そして、11月17日の市町村教育委員会オンライン会議におきましては、加藤委員、そして坂本委員に参加をいただいております。このオンライン会議は今後も続くものでございまして、2月には野口委員が出席予定でございます。日にち戻りまして、11月5日の通学路スクールゾーン点検でございます。今年度の点検も警察や学校関係者を交えての現場の点検でございました。第三小学校を皮切りに、全ての小学校において実施しております。続きまして、11月11日でございます。東京都市教育長会定例会に川越教育長が出席いたしました。こちらにつきましては都教委からの連絡事項を受けまして、産休代替教員の人材確保や、毎年行います都教委との連絡会の日程調整等ございました。そして、11月13日から教育委員会の学校訪問が開始されております。感染症拡大防止の観点から今回は少人数で実施しており、翌月以降も続きます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

次に、生涯学習推進課でございます。10月24日に文化財保護審議会が行われました。こちらの内容につきましては、後ほど日程第8で議案を上げてございます。そちらで担当課長より説明いたします。また、10月28日、ふっさっ子の広場事業機構会議でございますが、ふっさっ子の広場を委託化して初めての事業機構会議でございます。こちらにつきましては加藤委員に御出席をいただきました。なお、ふっさっ子の広場事業につきましては、民間に委託しておりますが、現在のところ順調に事業を進めております。

続きまして、スポーツ推進課でございます。11月18日でございますが、東京都スポーツ功労賞を受賞され、市長並びに教育長に表敬訪問、個人の部では福生市体育協会の村木副会長が、そして団体では福生市空手道連盟が授章をされております。また、欄外でございますが、秋のウォーキングは新型コロナ感染症を考慮し中止をいたしておりますが、来春1月9日土曜日、毎年恒例の新春ウォーキングにつきましては、実施する予定で広報等を進めているところでございます。また、資料に記載はございませんが、施設の関係でございます。様々な施設等が新型コロナ感染症の関係で利用の規制等をかけておりました。現在はほとんどの施設が再開しており、学校開放につきましては、屋外の校庭は開放しております。体育館、校舎については子どもたちの感染を考慮しまして閉鎖をしておりましたが、東京都の26市中25市がこの11月、12月で再開するということを受けまして、福生市も感染症の状況を注視しながら、1月4日より再開をする予定でござ

います。

続きまして、公民館でございます。こちら資料に記載がございませんが、明日21日に、池上彰氏の講演会を市民会館大ホールにて実施いたします。お忙しいところ恐縮でございますが、委員の皆様もどうぞご出席をよろしく願いいたします。

最後に、図書館でございます。10月24日の図書館協議会では市立図書館第三者評価について議論がされました。こちらにつきましては別途担当課長より報告をさせていただきます。また、11月14日に、やはり協議会開かれまして、図書館基本計画第四次福生市子ども読書推進計画が協議されました。こちらについては後ほど議題の日程第9、10で担当課長より報告させていただきます。なお、10月から小さな教室も再開をしまして、こちらに記載の合計271名の市民の方の御参加をいただきました。

私からは以上でございます。

教 育 長  
参事兼教育指導課長

次に、参事より報告いたします。

それでは、資料5ページを御覧ください。学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。4点でございます。

1点は、中学校合唱コンクール・音楽会が、資料の日程で市民会館において実施されました。福生第一中学校の10月28日で全校終了しております。

2点は、文化的行事です。福生第四小学校が、学習発表会を本日11月20日及び明日21日に行う予定です。

3点は、道徳授業地区公開講座でございます。福生第五、第三、第六小学校がお示した日程で実施あるいは実施予定となっております。

4点は、スポーツ教室についてです。国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業、スポーツ教室を資料の日程にて全小学校で実施いたしました。学校の希望に応じて4年生から6年生の上学年にて実施しております。早稲田大学ラグビー部及び慶應義塾大学ラグビー部S&Cコーチ等を講師に実施をいたしました。スポーツ教室では、ビブスにGPSを付けて正確な測定ができる50メートル走記録測定、立ち幅跳び記録測定、ラグビーボールを使った鬼遊び等を行いました。

私からは以上です。

教 育 長

教育長報告は以上でございますが、質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第59号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給

与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたしますが、日程第6、議案第62号までの案件4件につきましては、内容に関連がありますので、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承いただければと存じます。

なお、採決につきましては1件ずつ採決をさせていただきます。

教育総務課長に内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第3、議案第59号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第4、議案第60号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第5、議案第61号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、日程第6、議案第62号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、以上4つの議案につきまして、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。これらは同趣旨の内容の改正となっておりますので、一括しての説明をさせていただきます。

それでは、まず意見聴取の説明をさせていただきます。資料の7ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由につきましては、それぞれ7ページ、11ページ、15ページ、19ページでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

今回の条例改正を端的に申しますと、職員等の令和2年12月支給の期末手当、これはいわゆる賞与、ボーナスになります。こちらを引き下げるという内容でございます。福生市の給与体系につきましては、東京都の給料表と諸手当を基本としておりますことから、今年度の改定につきましても、引き続き東京都に準拠した給与改定を行うため、本条例を改正いたそうとするものでございます。

初めに、東京都の状況ですけれども、東京都人事委員会は令和2年10月30日に令和2年の東京都の職員の特別給、これは賞与になりますけれども、こちらに対し勧告を実施いたしました。内容は、特別給は東京都の支給月数が民間事業所で支払われた特別給の支給月数を0.08月分上回っておりますことから、東京都の特別給を0.10月分引下げ、令和2年12月支給の期末手当から実施するよう勧告をいたし、特別給以外の給与につきましては、別途必要な勧告を行うこととしております。

今回の本市の条例改正の概要ですけれども、一般職の任期付職員、こちらは特定任期付職員といいますが、こちらの期末手当を0.05か月分、会計年度任用職員及び三役、一般職の職員などの期末手当を0.1か月分、それぞれ引下げをいたしたいというものでございます。この改正を容認したものが先ほど当日お配りをしました別紙資料の議案第59号資料の2ページの令和2年度一般職の給与改定等資料になりますので、こちらを用いて説明をさせていただきます。まず、上段の期末勤勉手当支給月数と記されている表の一般職の任期付職員部分、表では上から6段目の特定任期付職員の部分ですが、年間の支給月数を現行の3.5か月から3.45か月へ0.05か月引下げし、既に6月の期末手当は支給済みのため、今年の12月の期末手当で実施、調整をしようとするものでございます。

下段の表を御覧いただきたいのですが、令和3年6月期、12月期ともそれぞれ現行の期末手当支給を0.025か月分ずつ引き下げることにいたしまして、それぞれ1.725か月に改定しようとするものでございます。次に、上段に戻っていただいて、会計年度任用職員は、年間の支給月数を現行の2.6か月から2.5か月へ0.1か月引下げをし、同様に期末手当で実施をしようとするものでございます。下段の表の6月期、12月期とも、それぞれ現行の期末手当支給を0.05か月分ずつ引き下げることにいたしまして、それぞれ1.25か月に改定しようとするものでございます。

次に、市長などの三役及び一般職の職員は、年間の支給月数を現行の4.65か月から4.55か月に0.1か月分引き下げることにし、こちらも12月の期末手当で実施をしようとするものでございます。6月期、12月期とも、それぞれ現行の期末手当支給を0.05か月分ずつ引き下げることにし、それぞれ2.275か月に改定しようとするものでございます。最後に、条例改正の実施時期でございますが、期末手当の引下げは令和2年12月1日から適用することとし、令和2年12月の期末勤勉手当支給日に引下げ後の期末手当額を支給いたそうとするものでございます。

以上で議案第59号から62号までの意見聴取に対します提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明を終わりました。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか、人事院勧告に基づくものでございます。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。

それでは、まず日程第3、議案第59号、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第60号、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第61号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、議案第62号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第63号、令和2年度福生市一般会計補正予算（第9号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 日程第7、議案第63号、令和2年度福生市一般会計補正予算（第9号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

資料は23ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり、意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

資料は、23ページから43ページが市長からの意見聴取の写しでございます。補正予算の内容につきましては、29ページをお願いいたします。令和2年度福生市一般会計補正予算第9号の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,297万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ325億2,751万5,000円とするものでございます。

それでは、教育に関する部分の補正につきまして御説明をいたします。まず、歳入についてでございます。資料33ページをお願いいたします。第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目教育費国庫補助金のうち、説明欄5の公立学校情報機器整備費補助金17万3,000円は、小・中学校ICT推進事業の備品購入費に係る国の2分の1の補助金でございます。

次に、34ページの第17款都支出金、第2項都補助金、第7目教育費都補助金のうち、備考欄10の公立学校遠隔学習機能強化支援事業補助金17万3,000円、同じく小・中学校ICT推進事業の備品購入費に係る東京都の2分の1の補助金でございます。

次に、歳出でございます。35ページをお願いいたします。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目教育指導管理費、説明欄9のICT推進事業費は34万6,000円の増でございます。小学校及び中学校ICT推進事業の備品購入費は、オンライン学習等で利用するウェブカメラやタブレットスタンド等の費用で、国の公立学校情報機器整備費補助金2分の1、都の公立学校遠隔学習機能強化支援事業補助金2分の1を活用いたします。

次に、36ページの第4項社会教育費のうち第1目生涯学習推進費、説明欄3、施設管理費が154万1,000円の増で、このうち1、扶桑会館管理事務の21、指定管理者休業等補償金9万4,000円は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る指定管理者制度の運用方針及び福生市における新型コロナウイルス感染症対策に基づきまして、令和2年4月から9月までの休業等に係る指定管理者への補償金でございます。4、新扶桑会館整備事業の18、解体負担金144万7,000円は、東京消防庁が実施している旧扶桑会館解体工事において、屋上床コンクリート下にアスベストが検出されたことに伴う除去及び処分に係る負担分でございます。

次に、第2目公民館費、説明欄2、市民会館費は356万8,000円の増で、これも扶桑会館と同様に新型コロナウイルス感染症対策に関する休業等に

係る指定管理者への補償金でございます。

資料37ページをお願いいたします。第5項保健体育費、第1目スポーツ推進費、説明欄4、地域体育館費473万8,000円の増も新型コロナウイルス感染症の影響による指定管理者への補償金でございます。

資料38ページをお願いいたします。第13款災害復旧費、第1項公共施設災害復旧費、第2目教育施設災害復旧費、説明欄1の保健体育施設災害復旧費は110万円の減額でございますが、これは南公園テニスコート改良工事の契約額確定に伴う減額補正でございます。

以上、議案第63号、令和2年度福生市一般会計補正予算（第9号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いをいたします。  
いかがでしょうか。今回の補正予算の中身は、今説明したとおりでございまして、内容についてはお分かりいただけたかと思えます。いかがですか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、お諮りいたします。議案第63号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第8、議案第64号、「福生青年団関係資料」の市登録有形文化財の登録に伴う諮問についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 では、日程第8、議案第64号、「福生青年団関係資料」の市登録有形文化財の登録に伴う諮問について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

恐れ入ります。資料の45ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、福生青年団関係資料を福生市文化財登録台帳に登録することを福生市文化財保護審議会に諮問いたしたいので、本案を提出するものでございます。

次に、内容でございます。資料の47ページと48ページに調書をつけてございますので、48ページを御覧ください。まず、1の文化財の名称は福生青年団関係資料、数量は一式でございます。資料の一覧につきましては、

51ページに表を添付してございます。

次に、2の登録種別は、市登録有形文化財で、所有者につきましては福生市及び福生市教育委員会でございます。所在地につきましては、51ページの資料でございます1番の福生青年団倶楽部の門柱につきましては、福生市役所の西側でございます公用車置場入口に、その他の資料につきましては福生市郷土資料室にて展示保管をいたしております。

4の内容でございます。福生の青年団は、大正時代、村の青年たちが集まって結成をされ、地域の活性化や文化意識の向上を求めて、農業振興や社会的活動を行った団体でございます。戦時中一時解散をいたしましたが、戦後間もなく再発足し、昭和30年代にかけて文化運動、スポーツ活動などを積極的に行うなど、地域の発展に大きく貢献いたしました。本福生青年団関係資料は、福生青年団倶楽部の門柱、福生町青年団団則をはじめ文献資料などで、戦前から戦後にかけての福生における青年団の活動の様子を知ることのできる資料群でございます。

次に、5の現状及び保存状態でございますが、49ページに写真をつけてございます。写真を御覧ください。写真の右上が現在の福生青年団倶楽部の門柱でございます。公用車置場入口に設置してございます。写真の左が昭和前期の福生青年団倶楽部の門柱等写真でございます。福生の青年団倶楽部は、大正14年に建てられまして、門柱はその入口にありました。昭和38年の倶楽部閉鎖に当たりまして、土地を売却した資金を後に旧福生市役所第二庁舎となる農業振興を目的とした生活改善センターの建設基金としたことから、その記念としてセンターの前に門柱が移設されました。その後、平成20年の市役所の建て替えに当たりまして、現在地に移設されました。

写真の49ページの下段の写真が、福生町青年団団則で、活動拠点でありました福生青年団倶楽部に掲げてありました。現在は、福生市郷土資料室の展示室において展示してございます。その他の文献資料につきましては、戦前から戦後にかけての青年団の活動理念や活動の実態を知ることのできる資料で、郷土資料室にて保管をしてございます。

最後に、登録理由でございますが、福生青年団関係資料は記念碑的な位置づけである門柱や青年団倶楽部に掲げられていた団則といった実物資料をはじめ、戦前から戦後にかけての福生における社会教育活動の様子や地域の文化運動の一端を示す貴重な資料群となっております。そこで、福生市の登録

有形文化財として福生青年団関係資料を福生市登録文化財台帳に登録することにつきまして、文化財保護審議会に御審議を賜りたいと考えてございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長

内容説明が終わりました。

質疑等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。文化財登録の諮問ということでございますが、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第64号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、協議事項2、福生市立図書館基本計画の改定(案)についてを議題といたします。

図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長

それでは、協議事項の2、福生市立図書館基本計画の改定(案)について御説明させていただきます。資料につきましては、A4冊子の中にA3判の概要版が挟んでございます。説明は、こちらの概要版を用いて説明をさせていただきます。

それでは、概要版を御覧ください。まず、本計画の改定の経緯でございます。本計画は、平成26年3月に10年間の計画期間として策定を行い、これまで経過をしておりますが、この間社会情勢が大きく変化し、多様化する利用者ニーズへの対応など、市内図書館を取り巻く環境も大きく変わりつつございます。

このような状況を受けまして、令和元年に図書館協議会から福生市立図書館の今後の在り方の見直しについての答申をいただいております。また、右上の「上位計画等の関連性」の枠にもございますが、上位計画となる「福生市総合計画(第5期)」及び「福生市教育振興基本計画 第2次」が令和2年3月に策定されました。今年度につきましては、「福生市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定作業が現在進められているところでございます。さらに、「福生駅西口地区公共施設整備基本計画」など、様々な計画が策定等行われている中で、市内図書館の今後取り組むべき課題や方向性、目標値を現状に即した内容に改め、併せ

て各種計画との整合性を図るために本計画の改定を行うものでございます。また、計画期間は10年間ですが、今回改定を行い、今後についても必要に応じて見直しを行うこととしております。なお、計画期間終了となる令和5年度に第2次となる本計画の新たな策定を行う予定となっております。

次に、本計画の改定の背景につきまして、第1章から第4章までと6つの基本目標、それから17の施策項目等、この枠組みにつきましては大きな変更はございません。

次に、改定のポイントにつきまして大きく4点挙げ、掲載させていただいております。まず1点目として、「福生駅西口地区公共施設整備基本計画」に伴う新たな図書館施設の整備につきまして、駅前立地を活用したサービスなどの効果の予想を踏まえながら、今後どのように図書館サービスを提供、充実させていくかなどを検討してまいります。

2点目として、「中央図書館の今後の方向性」につきまして、「福生市立図書館の今後の在り方の見直しについて」の中で触れられており、現状及び課題として反映をさせていただきました。今後も本館機能を有し、現在の場所であり続けるための環境づくりと老朽化への対応だけでなく、バリアフリー化等も含めた施設改修の検討を行い、各種計画との整合性を図りながら進めることとしております。

3点目として、「災害等発生時の対応」につきまして、風水害や地震、感染症など多様化する脅威の下でも、市民の安全確保を最優先に市の「事業継続計画（地震編）」などにのっとり、図書館運営を継続できるよう対応を図るとともに、将来的に近隣の避難所の補助施設として機能できるよう、必要な施設整備を進めることとしてございます。

4点目として、「特色ある分館づくり」につきまして、「福生市公共施設等総合管理計画」等に基づき、将来的に複合化や集約化されることなども見据えながら、わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館の持つ個性を伸ばし、特色ある分館づくりについて検討するとしております。

最後の本計画の改定のこれまでの経過と今後の進め方でございますが、こちらはA4判の冊子の30ページをお開きいただきたいと思います。こちらに計画策定の主な経過として掲載をさせていただいております。

説明は以上でございます。原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長      内容の説明を終わりました。質疑等ございましたら、お願いいたします。  
いかがでしょうか。概要版で説明しましたように、市で進めております

上位計画、福生市総合計画も整い、教育委員会においては福生市教育振興基本計画第2次が、既に今年度からスタートしています。そして公共施設等の総合管理計画、福生駅西口地区の公共施設の整備基本計画、個別施設計画と、まだ様々な計画との整合性を図るといった意味での改定でございます。いかがでございましょうか。特によろしいですか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項2につきましては原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、協議事項2につきましては原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第10、協議事項3、第四次福生市子ども読書活動推進計画(案)についてを議題といたします。

図書館長より内容の説明をお願いいたします。

図 書 館 長 それでは、協議事項の3、第四次福生市子ども読書活動推進計画(案)につきまして御説明申し上げます。

本計画は、平成28年3月に策定いたしました第三次計画が令和2年度で終了することに伴い、第四次福生市子ども読書活動推進計画(案)を策定したものでございます。資料につきましては、A4の冊子の中にA3の概要版が挟んでございます。説明はそちらの概要版を用いて説明をさせていただきます。

それでは、概要版の左側を御覧いただきたいと存じます。計画策定の背景といたしまして、「計画の性格」、「取り巻く動き」にございまして、国や東京都の子ども読書活動推進の動きを踏まえ策定をしております。

次に、第三次計画の枠を御覧いただきたいと存じます。3点の計画の目標に沿った事業を推進し、主な成果といたしまして、乳幼児と保護者が図書館で気兼ねなく絵本や物語を楽しむことができる時間の設定を目的とした「乳幼児タイム」の開始、以前より行っている乳幼児や児童・生徒を対象とした「おすすめ図書リスト」の発行に加え、その間の世代、主に3から5歳児を対象としました絵本リストの発行及び絵本コーナーの設置、そして身近なところで絵本に親しむ機会の充実としまして、新たに市本庁舎1階キッズコーナーやさくら会館内にごございます不登校特例校分教室等に図書館の団体貸出しを利用した絵本や図書を置いたコーナー設置を開始する

など、市内各所と連携を図り、子ども読書活動の推進に取り組み、一定の成果を上げてございます。

次に、右側の第四次の計画となります。まず、「策定方法」でございませう。第三次計画策定時と同様、子ども読書に関するアンケート調査を実施しておりますが、第四次計画策定におきましては、課題の把握に際し、読書活動に関わる推進策を実施する施設としまして、前回の調査で御対応いただきました幼稚園、保育施設、児童館、小・中学校、高等学校に加えまして学童クラブ、ふっさっ子の広場を対象としたアンケートを、子ども読書に関してのアンケートにつきましては、市内幼稚園、保育園施設に在園されます市内在住の4歳児の保護者及び市立小学校に在学する2年生、5年生の各保護者に加え、中学2年生生徒自身を対象としたアンケートも実施しております。また、策定に際しましては関連8課による策定委員会及び作業部会を設置し、アンケート調査の結果を参考に検討、策定しております。

次に、本計画の特徴でございますが、主に2点ございまして、下の推進事業の枠内に記載のある対象者等に対し推進を行うものと、もう一つが社会状況の変化への対応として、思考力、判断力、表現力など、子どもたちに求められる能力の育成につながる取組を推進するものがございます。

次に、計画の目標としまして、国及び東京都の計画の中でも示されておりますが、「発達段階に応じた読書習慣の形成」、こちらを目標として掲げましたほか、第三次の目標である家庭、地域、学校、図書館等相互の連携、協力、発信の形から、読書環境の充実、大切さへの理解促進、関心の向上と言った、一つ上がった形の計画目標となっております。

次に、「推進事業」でございませう。第三次と同様、乳幼児、小・中学生、青少年の発達段階別、特別な支援を必要とする子どもを対象とした取組と人材育成、情報発信、啓発活動の6項目といたしました。また、第三次の計画では施設、団体との連携を推進しておりましたが、連携に加えまして小・中学校では豊かな読書経験の機会の充実や小・中学生に加え、高校生も対象としました課題解決の支援など、一步踏み込んだ取組を行うこととしております。推進事業も84事業から98事業へ拡大し、実施いたします。

お手数ですが、裏面を御覧いただきたいと存じます。こちらに推進取組体系図として記載をしております。こちらの表の見方でございませうが、第四次からの拡充事業には二重丸、新規事業には星印をつけております。今回は特に乳幼児、未就学児を対象とした事業の拡充を図るとともに、小・

中学生及び13歳から18歳までの青少年（ヤングアダルト世代）への取組を課題として捉え、新規事業への取組を行い、読書活動の推進に努めます。

最後に、本計画のこれまでの経緯と今後の進め方でございます。こちらはA4冊子65ページをお開きいただきたいと存じます。こちらに「検討経過」として掲載させていただいておりますが、令和3年2月に開催予定の教育委員会定例会に計画の最終案として御報告をさせていただきますが、併せて子ども読書活動推進計画に関するアンケート調査集計結果も御報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 内容の説明は終わりました。

質疑等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。子どもの読書活動です。

坂 本 委 員 緻密な計画ありがとうございます。お伺いしたいのですけれども、先ほどの図書館基本計画の改定した内容の説明がありましたが、それとこの子ども読書活動推進計画は何かリンクするところあるのでしょうか。

図 書 館 長 図書館基本計画のほうは、この子育て世代も含めた全般的な計画という形になりまして、子ども読書はこちらゼロ歳から18歳までを対象とした子どもに対する計画という形でございます。

坂 本 委 員 重ならないということですね。

図 書 館 長 準拠してございますので、こちらの分も含めたという形になってございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

坂 本 委 員 どういうところが準拠しているところなのか、目玉になるところはどこになるのかというのを少しお聞きしたいと思いましたが、今ではなくて次回以降でも結構です。

教 育 長 アンケート調査の報告等もあるということなので、そのときに詳しく聞いていただければと思いますが、この時点ではよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、お諮りをいたします。協議事項3につきまして、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、協議事項3は原案のとおり決定することといたします。

次に、日程第11、報告第29号、民法改正に伴う成人式の対応および令和3年度福生市成人式についてを議題といたします。

生涯学習推進課長より内容の説明をお願いします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第11、報告第29号、民法改正に伴う成人式の対応および令和3年度福生市成人式について御説明を申し上げます。

まず、民法改正に伴う成人式の対応でございますが、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が平成4年4月1日に施行されます。そのため令和5年1月以降の福生市成人式の参加年齢について市としての決定を御報告するものでございます。成人式は、福生市と福生市教育委員会の共催であることから、市でも参加年齢について検討いたしました。市といたしましても、民法改正後の成人年齢である18歳で成人式を実施することは、進学や就職など進路選択の重要な時期と重なり、教育的な配慮が必要であることと等から令和5年1月以降の成人式も参加年齢を20歳のまま継続し、実施するとの決定をいたしましたことを御報告申し上げます。参考までに、61ページに多摩26市の調査状況表を添付してございます。

次に、令和3年福生市成人式について御説明を申し上げます。要所を御説明させていただきます。恐れ入ります、資料の63ページを御覧ください。まず、日時でございますが、令和3年1月11日成人の日に挙行いたします。式典につきましては、一部制にて実施いたしますが、例年より時間を短く、午後1時から1時30分、成人の集いにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせます。

式典の進行につきましては、公募による成人式実行委員会の新成人6名、男性3名、女性3名により執り行います。

次に、対象者でございます。新成人の人数は604人、男性321人、女性283人でございます。昨年より13名の減となっております。

次に、6の式典の内容につきましては、主催者が挨拶いたしまして、加藤市長、来賓の代表といたしまして清水議長に御挨拶を頂戴したいと存じます。また、主催者側といたしまして、登壇いただくのは市長、副市長、教育長となります。そのほか実行委員の方々にも登壇をいただきます。式典につきましては例年より短い予定で、飛沫による感染対策のため合唱は実施いたしません。その代わりにいたしまして福生吹奏楽団に御協力をいただき、実行委員会からのリクエストとしてのメドレー演奏をお願いする予定で調整をいたしております。

次に、8の成人式のテーマでございます。実行委員会で検討し、漢字の

「手」と決定してございます。手の字は解体すると漢字で二千となり、二千年生まれの新成人にふさわしい字であること、また、現在のコロナ禍の中、様々に厳しい社会情勢ではありますが、みんなで心の手と手を取り合い、協力しながら困難を乗り越え、新しい未来を切り開くため、漢字の「手」としました。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止策につきましては、記載のと通りの対応といたしまして、式典の様子につきましては成人式実行委員会の活動とともに、公式動画を編集し、ホームページ等を通じて配信する予定でございます。

最後に、参加者数でございますが、入場可能者数として約440名を考えてございます。舞台最前列A列から中央の列G列までは福生吹奏楽団のスペースとソーシャルディスタンスのために使用いたしません。例年の参加率から新成人の参加者を約340名と仮定いたしまして、新成人とその保護者の参加を優先といたしますことから、そのため来賓の方々につきましては別紙の資料のとおり、市議会議長をはじめ学校教育や青少年に関わる団体の代表者のみをお呼びする予定といたしております。教育委員の皆様も残念ですが、今回につきましては教育長に御出席いただくことから、御招待につきましては御遠慮させていただきたいと存じます。今回の内容につきましては、市民の方々にはホームページ等を通じてお知らせする予定でございます。

私からの報告については以上でございます。

教 育 長 内容説明が終わりました。

質疑等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。成人年齢の引下げということで、式自体は現行のままです。20歳、名称も成人式ではなくて、名称も変わることも考えているところでございます。それから今年度の成人式につきましては、感染症対策をした上で、例年より簡略化した式典になろうかと思っております。そのような形でよろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。報告第29号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第29号は報告のとおり承認することといたします。  
次に、日程第13、その他報告事項について説明いたします。

その他報告事項1、令和2年度社会教育施設の休業について、教育部長より報告願います。

教育部長 それでは、私のほうから令和2年度社会教育施設の休業について御説明をいたします。

資料は73ページをお願いいたします。初めに、本庁舎における教育委員会所管分では、12月29日から1月3日を休業とさせていただきます。記載の各施設でございますが、通常月曜日休館の施設につきましては、12月27日まで開館、開場といたしまして、年始は1月5日からの再開とさせていただきます。それ以外の施設につきましては、本庁舎と同様に28日までといたしまして、年始は1月4日からといたします。

中段でございます多摩川緑地福生南公園でございます。昨年台風被害で復旧工事を行っている公園内のテニスコートについては、12月1日より再開予定でございますが、グラウンドについては芝生養生のため、しばらくの間、使用不可とさせていただいております。

最後に、一番下の図書館でございますが、図書の貸出期間につきましては、年末特別貸出しを設けて対応をいたします。

以上でございます。

教育長 以上、報告でございます。何かございましたら、よろしいですか。

それでは、事務局からの報告は以上でございますが、委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、ないようですので、その他報告事項を終わります。

ここで先ほど日程についてお諮りいたしました日程第12、報告第30号、令和3年度福生市立学校教育管理職の配置構想案についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は御退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

( 非公開会議 )

教育長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第11回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。